

「甲府市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例」の概要

工場立地法に基づく準則等の概要

(1) 国準則 (法第4条)

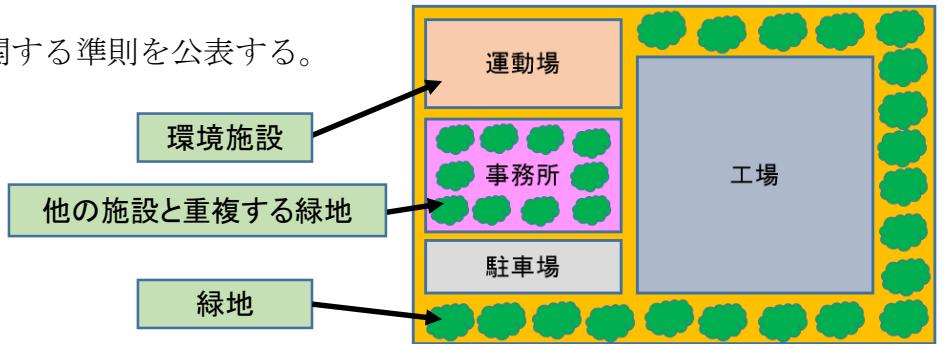
経済産業大臣は、製造業等にかかる工場又は事業場の立地に関する準則を公表する。

○告示による準則第2条、3条、4条

- ・環境施設 (含む緑地) : 25%以上
- ・緑地 : 20%以上
- ・他の施設と重複する緑地 : 敷地面積 × 緑地面積率 × 25%

※他の施設と重複する緑地とは

緑地以外の環境施設以外の施設 (工場のパイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地など)、建築物屋上等緑化施設 (事務所の屋上緑化など)、太陽光発電施設の下の緑地



(2) 市町村準則 (法第4条の2)

市町村は、条例により国が定めた基準 (右表: 告示による) の範囲内で緑地面積率及び環境施設面積等について国の基準に変えて適用すべき市町村準則を定めることができる。

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域 (準工業地域)	主として工業等の用に供されている区域 (工業地域、工業専用地域)	第1種区域~第3種区域以外の区域
環境施設	25%超~35%以下	15%以上~30%以下	10%以上~25%未満	10%以上~30%以下
うち緑地	20%超~30%以下	10%以上25%以下	5%以上20%未満	5%以上~25%以下
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率			区域の区分にかかわらず50%以内	

市は平成24年4月、町村は平成29年4月から準則の条例制定が可能となりました。

本条例の概要

1. 法における用語の定義 (第2条)

(1) 特定工場とは

業種 製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業 (水力・地熱・太陽光発電所は除く)

規模 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

(2) 緑地とは

- ・樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業上の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ・低木又は芝その他の地被植物 (除草等の手入れがなされているものに限る) で表面が被われている土地または建築物屋上等緑化施設

(3) 環境施設とは

環境施設 = 緑地 + 緑地以外の環境施設

- ① 噴水、水流、池その他の修景施設
- ② 屋外運動場
- ③ 広場
- ④ 屋内運動施設
- ⑤ 教養文化施設
- ⑥ 雨水浸透施設
- ⑦ 太陽光発電施設
- ⑧ ①~⑦に掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

2. 特定工場における緑地面積等の面積率について (第3条)

緑地及び環境面積の敷地面積に対する割合

区域の範囲	現 行	改 正
	環境施設面積の割合 (うち緑地面積の割合)	
準工業地域	25%以上 (20%以上) ※国準則	環境施設面積の割合 (うち緑地面積の割合)
工業地域及び工業専用地域		20%以上 (15%以上)
用途地域の定めのない地域		10%以上 (5%以上)

3. 特定工場の敷地が2つ以上の区域にわたる場合の適用 (第4条)

特定工場の敷地が、2種類以上の区域にわたる場合については、敷地面積に対するそれぞれの地域の割合の中で最も高い割合の地域の規定を適用します。

4. 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法 (第5条)

工場立地法では、他の施設と重複する緑地の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率の上限についても定めており、現状でも必要な緑地面積の25%まで算入することができるとしてはいますが、条例を定め上限の50%まで緩和します。

その他

平成29年7月1日施行